

沖縄防衛局当直員服務規則を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局当直員服務規則

改正 平成21年4月 1日 沖縄防衛局達第3号  
平成31年4月26日 沖縄防衛局達第3号  
令和2年12月25日 沖縄防衛局達第6号  
令和3年 4月 1日 沖縄防衛局達第2号  
令和6年 4月 1日 沖縄防衛局達第3号

1 当直員は、この当直規則に定めるところにより次に掲げる業務の処理に当たるものとする。

- (1) 沖縄防衛局の所掌事務に関する電話等による情報の処理に関すること。
- (2) 沖縄防衛局の所掌事務に関し緊急を要する業務の処理に関すること。

2 当直員の勤務時間は、次のとおりとする。

平日 17時15分から翌日8時30分まで

休日<sup>(注)</sup> ①8時30分から17時15分まで

②17時15分から翌日8時30分まで

(注) 休日とは、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

なお、総務課長が認めたものは休日の勤務時間を以下のとおりとすることが出来る。

①8時30分から12時30分まで

②12時30分から17時15分まで

3 当直員は、原則として6階宿直室において勤務するものとする。当直者は職員2名をもって、これに充てる。ただし、次の職員を除く。

- (1) 課長及び課長相当職以上
- (2) 再任用短時間職員
- (3) 自衛官
- (4) 総務課長が当直勤務を免除した職員

4 当直員は、勤務中に緊急かつ重要な情報に接したときは、速やかに局内幹部及び関係部課連絡担当者並びに本省内部部局当直員（平日の17時15分から18時15分の間は、内部部局の担当課（以下同じ）に連絡するとともに局内幹部の指示を受ける。

5 当直員は、情報の処理に当たっては、常に冷静を保ち、適格な判断を下すよう心掛けるものとする。

- (1) 在日米軍の事件・事故の情報については、業務課の受信責任者に連絡するものとする。

する。業務課の受信責任者に連絡が取れない場合は、局内幹部（総務課長、総務部長、次長及び局長）及び本省内部部局当直員に連絡し、関係機関に通報する内容について局長（局長と連絡が取れない場合は次長等のしかるべき者）の指示を受けること。その上で、同指示に基づき、事件・事故発生情報を地方公共団体、警察、消防等の関係機関に通報すること。

- (2) 自衛隊関係の事故発生情報及び秘密を漏らす等の秘密保全に関する事故発生情報については、関係する各自衛隊主要司令部及び地方協力本部と十分な連絡を保ち、当該事故の性質・規模を確認すること。
  - (3) 重大な災害情報については、当該情報の入手経路・入手時刻を確認するほか、局内幹部及び局内関係部課連絡担当者及び本省内部部局当直員に連絡すること
  - (4) 災害派遣等部隊の行動に関連する情報については、当該情報の入手経路・入手時刻を確認するほか、局内幹部、各自衛隊主要司令部及び地方協力本部と十分な連絡を保つほか、テレビ等を通じて、適格な状況の把握に努めること。
  - (5) 国内治安情報については、当該情報の入手経路・入手時刻を確認するほか、特に必要であれば関係方面に照会するなど当該情報の信頼度の確認に努めること。
- 6 当直員は沖縄防衛局の警備その他に関して緊急に処理を必要とする業務については（庁舎警備部門）と十分な連絡を保つほか、事態に応じ、会計課長に通知するとともに局長（局長と連絡が取れない場合は次長等のしかるべき者）の指示を仰いで適切な措置を採るよう努めるものとする。
  - 7 当直員は、勤務が終了したときは、取り扱った重要事項を当直日誌（別紙様式第1）に詳細に記入して総務部総務課総務係に報告するものとする。ただし、勤務が終了した日が休日に当たる場合には、当直員の間で順次引継ぎを行い、最終当直員が当直日誌の提出を行う。
  - 8 当直員が病気その他やむを得ない事情により勤務できないときは、当直勤務交代報告書（別紙様式第2）により、総務部総務課総務係に報告しなければならない。
  - 9 その他当直規則の細部については、総務部総務課長の定めるところによる。

#### 附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和元年5月1日から施行する。

附則（令和2年12月25日沖縄防衛局達第6号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附則（令和3年4月1日沖縄防衛局達第2号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和6年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

## 当直日誌

令和 年 月 日 ( 曜日) 引継時間 時 分

当 直 員	所 属	官 職	氏 名
記 事			
1 特記事項			
2 その他			

総務部  
総務課総務係 殿

## 当直勤務交代報告書

当直勤務を次のとおり交代したので、報告する。

申請者

官 職 氏 名

官 職 氏 名

区分	当直年月日	所 属	官 職	氏 名
当初予定	( 曜日 )			
	( 曜日 )			
交代後	( 曜日 )			
	( 曜日 )			
理由				